

## **災害時における土地改良区の役割**

令和4年度

秋田県土地改良事業団体連合会

## 目 次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| ○災害復旧事業に関する基礎知識            | 1  |
| 1. 災害への備え（平常時の対応）          | 4  |
| 1) 災害時（豪雨・地震）の体制や対応の整備     | 4  |
| 2) 施設管理状態の保存               | 9  |
| 3) 気象情報及び注意報又は警報の監視        | 9  |
| 2. 災害発生時から報告までの作業          | 12 |
| 1) 組合員からの通報対応              | 12 |
| 2) 通報内容の確認                 | 13 |
| 3) 事業主体（市町村）への被害報告、現地案内    | 15 |
| 4) 応急仮工事及び応急工事（改良区単独）の注意事項 | 15 |
| 3. 組合員との合意形成               | 16 |
| 1) 本災と小災害仕分けフロー            | 17 |
| 2) 本災に関する補助事業              | 18 |
| 4. 各団体との調整                 | 22 |
| 5. 査定立ち会いについて              | 22 |

## ○災害復旧事業に関する基礎知識

### 1) 事業制度

| 事業名         | 事業内容                    | 補助根拠 |
|-------------|-------------------------|------|
| 農地災害復旧事業    | 被災した農地の復旧               | 暫定法  |
| 農業用施設災害復旧事業 | 被災した水路、ため池、農道等の農業用施設の復旧 | 暫定法  |

※**暫定法**：第1条 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もって農林水産業の維持を図り、あわせてその**経営の安定に寄与**することを目的とする。

【参考】

**負担法**：公共土木施設の災害復旧事業について地方公共団体の財政力に適応するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図りもって公共の福祉を確保することを目的とする。

**激甚法**：国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による**地方財政の負担を緩和**し、又は**被害者に対する特例の助成**を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を**激甚災害として政令で指定**するものとする。

### 2) 災害復旧事業の対象となる災害

暫定法及び負担法による災害復旧事業の対象となる災害は、「**異常な天然現象**」により生じた災害です。

降雨：**24 時間雨量が 80mm 以上。但し 80mm 未満の場合でも時間雨量が 20mm 以上等の場合例外規定あり**

洪水：警戒水位以上・低水位と堤防高の 1/2 以上

暴風：最大風速（10 分間平均の最大値）15m/S 以上

干害：連続干天日数（日雨量 5mm 未満）が 20 日以上

他火山噴火の降灰、高潮・津波、融雪、地滑り、地震、落雷、凍上など自然災害に起因する事象

【参考】

鹿角観測所 R4/8/12~13 24 時間雨量 263mm、時間雨量 8/13 72.5mm

### 3) 災害復旧事業の補助率

- ・基本的補助率は、農地 50%、農業用施設 60%
- ・激甚災害に指定された場合は、暫定法の補助残の部分について嵩上げが適用

【重要】補助残については各市町村の嵩上げの有無がありなお且つ補助する率も違います、確認済とは思いますが、本災害（40万以上）、小災害（10万～40万未満）とも制度については確認しておく必要があります。

#### 4）災害復旧事業の対象とならない条件

- 農地及び農業用施設の災害復旧事業には、適用除外となる場合があります。主な事例を以下に示します。

##### 暫定法第5条

(赤本：P.94～95)

- 経済効果の小さいもの
- 維持工事とみるべきもの
- 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの

##### 経済効果の小さいものの事例（令第9条）

(赤本：P.108)

- 傾斜が20度を超える農地(その農地の利用又は保全のための農業用施設を含む。以下同じ。)であって、農地の傾斜による生産条件の著しい格差がないと認められるものとして、農林水産大臣が定める農作物の栽培の用に供するもの以外のもの
- 有効幅員120cm未満の農業用道路
- その災害復旧事業の事業費の額が、当該災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額として、農林水産大臣が毎年定めるところにより、算定される金額を超える農地

##### 査定要領第7

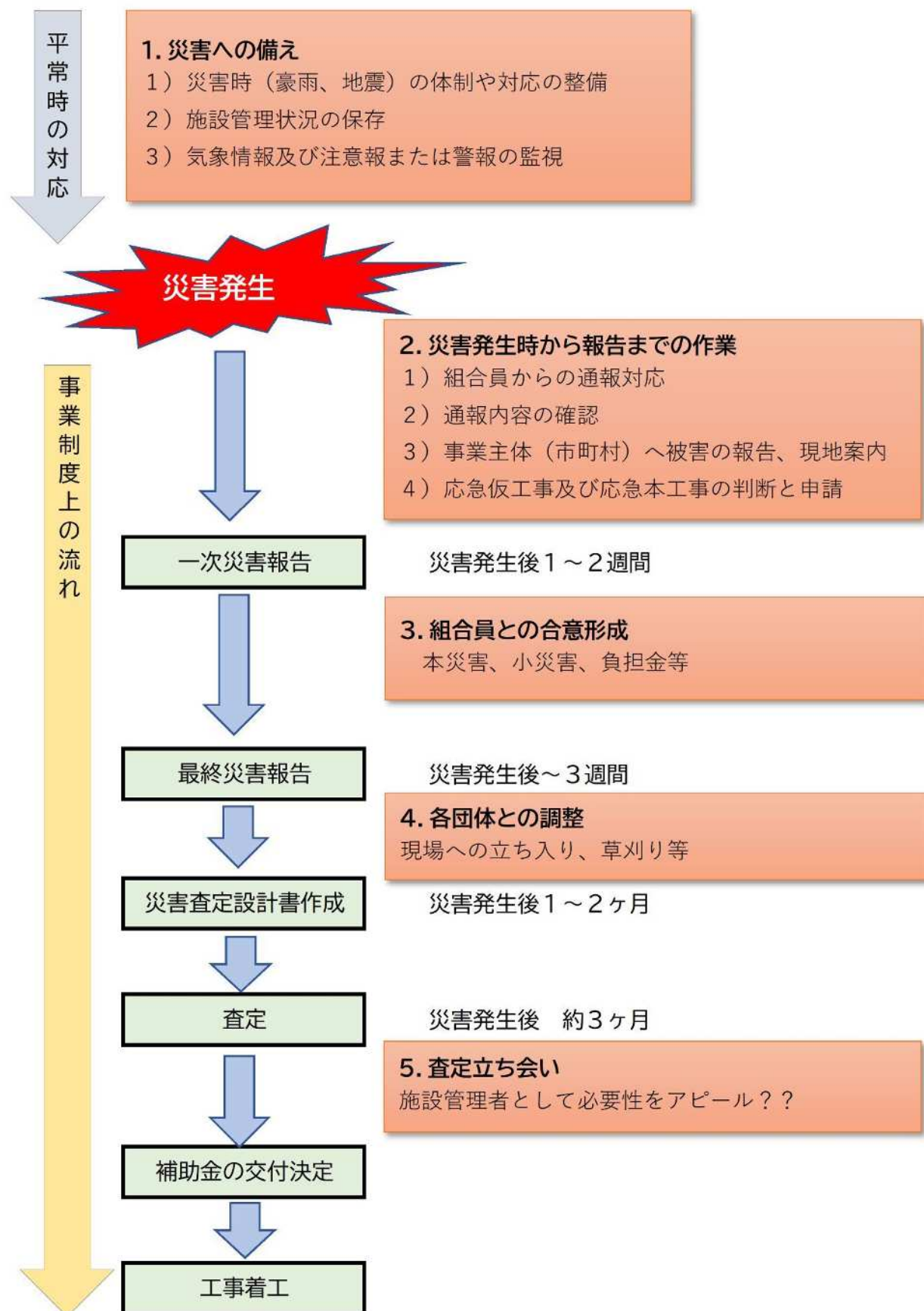
(赤本：P.194～195)

- 1箇所の工事費が40万円未満のもの
- 異常な天然現象によらないもの
- 被災の事実はあるが、当年災害によらないもの
- 既に採択された災害復旧事業と重複して申請されたもの
- 農地、農業用施設に該当しない施設に係るもの

農林水産省 農地・農業用施設災害復旧事業（暫定法）災害査定申請マニュアル 令和4年1月改定

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai\\_saigai/b\\_hukkyuu/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/)

### 3) 災害復旧事業の流れ



# 1. 災害への備え（平常時の対応）

## 1) 災害時（豪雨、地震）の体制や対応の整備

・通常時の施設管理については土地改良区で定めた管理規定により管理することとしています。国の規定では通常ダムのほか頭首工が該当し整備することとなっていますが、ため池、揚排水機場等についても豪雨時の水位による施設の調整等、より具体的に「どの状態になったら」「誰が」「どう作業するか」を取り決めることが重要。

### 土地改良施設の管理規程について

〔昭和40年5月20日農地B第1629号〕  
〔令和2年6月29日農振第1025号〕

農林省農地局長から 各都道府県知事あて

土地改良法の一部を改正する法律（昭和39年法律第94号）の施行に伴い、同法第57条の2第1項の規定により、土地改良区等はその管理する土地改良施設について、新たに管理規程を定め、これによって施設の適正な管理を行なうこととなったが、この管理規程については、別添の参考例を参考として、下記事項を留意のうえ可及的すみやかに制定を行なうよう貴管下各土地改良区等に対してよろしく御指導願いたい。

#### 記

#### 1 管理規程を定めるべき施設

管理規程を定めるべき土地改良施設は、土地改良法施行規則第47条の規定によりダムその他のえん堤と定められたが、ダムその他のえん堤とは、河川を横断して水流を阻止するために設けられた堤防をいい、通常ダムのほか頭首工がこれに該当するものとする。

## ○揚排水機について

### 【参考】新潟県農業用排水機管理規定 洪水警戒体制時の勤務を抜粋

（気象及び水象の観測）

第9条 管理者は、毎日気象及び水象について調査及び観測を行わなければならない。

（洪水警戒体制）

第10条 管理者は、[次の各号](#)の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入らなければならない。

- (1) 新潟地方気象台から大雨に関する注意報又は警報が発せられ、豪雨となるおそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

（洪水警戒体制時の措置）

第11条 管理者は、洪水警戒体制に入つたときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 必要な人員を確保すること。（具体的に決めておく）
- (2) 委員会、関係地域振興局、市町村に連絡し、必要な措置をとること。（緊急連絡先を作成）
- (3) 気象及び水象の状況により、内水位の低下を図るため必要な見込運転を行うこと。
- (4) 排水施設その他の施設について再点検を行うこと。
- (5) 関連する近隣事業所から状況を聴取するとともに、気象及び水象の情報を収集すること。
- (6) 浮流物等の除去を行うこと。

(7) 雨具、照明器具その他必要な器具及び資材の整備又は準備を行うこと。

(8) その他必要な措置を行うこと。

2 管理者は、中部排水機場の外水位が標高 5.57 メートルを超えるとときは、中部排水機場の中ノロ川下流側端から数えて 1 番目及び 2 番目の排水樋門を全閉にしなければならない。

3 管理者は、萱場排水機場の外水位が標高 6.34 メートルを超えるとときは、萱場排水機場のすべての排水樋門を全閉にしなければならない。（目安を具体的に数値化）

（洪水警戒体制の解除）

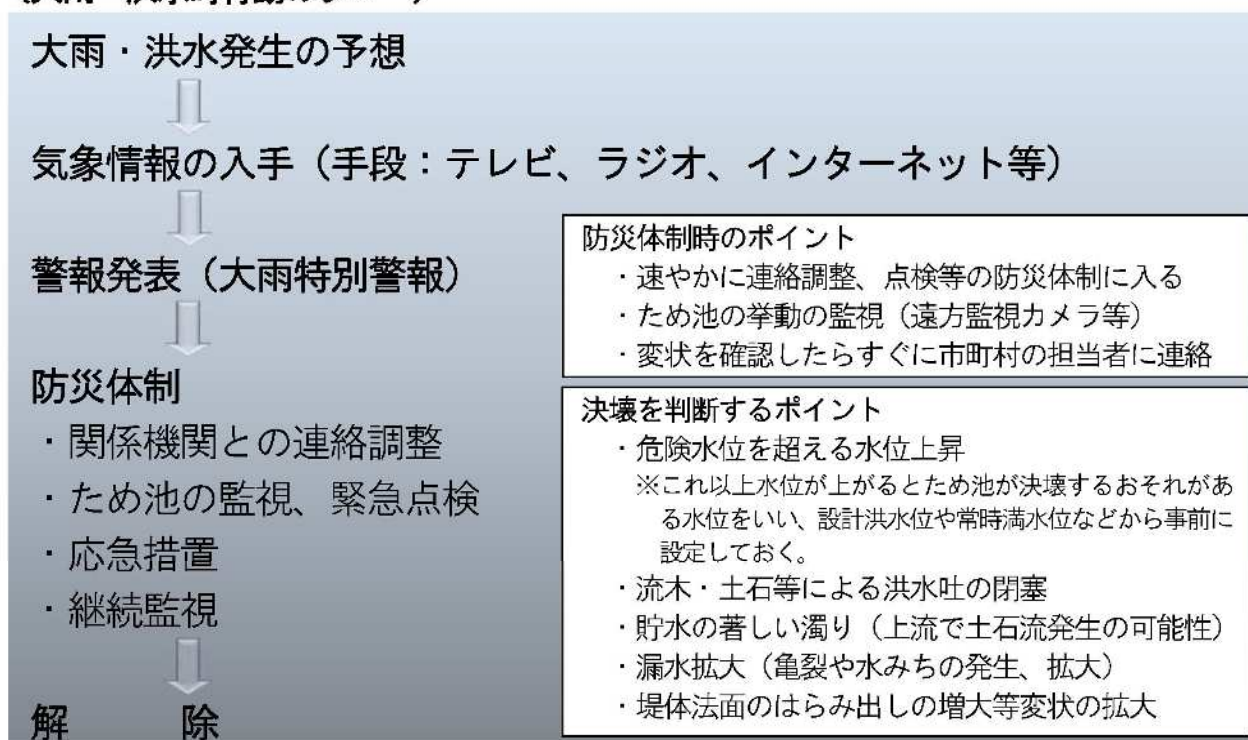
第 12 条 管理者は、大雨に関する注意報又は警報が解除され、洪水が終わったとき又は洪水が発生するおそれなくなったときは、電気設備、機械器具等の安全を確認し、洪水警戒体制を解除するものとする。

2 管理者は、[前項](#)の規定により洪水警戒体制を解除したときは、速やかに委員会、関係地域振興局、関係土地改良区等に連絡するものとする。

## ○ため池について

【参考】ため池管理マニュアル R2 年 6 月 農林水産省 農村振興局より抜粋

### （大雨・洪水時行動のフロー）



17

## 4.2 大雨・洪水時や地震時の対応ポイント

### 4.2.1 事前放流、低水位管理の実施

#### ポイント

- ・降雨前に事前放流等により水位を下げておくことで、ため池の空き容量（流入する洪水を貯留する容量）を確保する
- ・空き容量の確保だけではなく、ため池の決壊を防止する効果も期待できる

〔解説〕降雨予測等を基に、ため池の貯留水を事前に放流し水位を下げておくことで、雨水を一時的に貯留する容量が確保されることから、下流の浸水被害を軽減させることができ、併せてため池の決壊を防止する効果も期待できます。水を使わない時期に予め水位を下げておくことも同様の効果が得られます。

なお、長期間、低水位管理を継続していると、草の根が堤体深くまで伸びたり、動物が穴を開けたりして、堤体の遮水性が低下する可能性があります。豪雨の危険がない時期に、年に一度は満水位まで水位を上昇させるようにしましょう。

また、農業用水の利用に支障が出ないよう、事前放流量や水位を下げておく時期などについては、地域の水利用実態や降雨量を踏まえながら、市町村の担当者や管理者、農家の方が事前に相談し決めておく必要があります。

#### ① 降雨前の事前放流による低水位管理

降雨予測等を基にため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保する手法です。放流は以下の方法があります。

- （ア）事前放流施設の操作による放流（洪水吐スリット、放流のために設置されたため池栓、放流管等）
- （イ）取水施設の操作による放流

#### ② 期別毎の低水位管理

降雨前に水位を下げておく即時的な管理ではなく、期別毎に水位を設定して管理する手法です。具体的な例としては以下の方法があります。

- （ア）非かんがい期は、常時完全落水する又は低水位による管理
- （イ）かんがい期は必要水量から期別の水位設定を行い、空き容量を確保

#### ③ 留意事項

ため池の貯水位を急に上げたり下げたりすると、堤体への水の浸透によって壊れたり、法面がすべったりすることがあります。長期にわたり落水させていた場合は、一気に満水まで貯めずに漏水等を確認しながら徐々に貯水するようにし、水位を下げるときは、緊急放流の場合を除き、斜樋を上から順に開けていくなど、徐々に下げるようにしましょう。

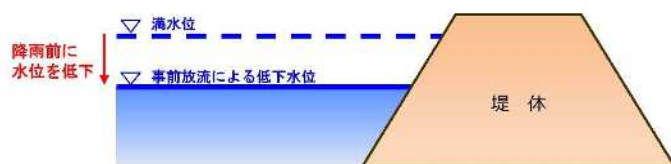


図11：事前放流イメージ図

## 4.2.2 大雨・洪水時

### ポイント

- ・大雨や局地的豪雨が予想される場合は、十分に注意しながらため池の監視を行い、危険水位に達するおそれがある場合は、速やかに市町村の担当者や関係集落に連絡する

〔解説〕 天気予報により大雨や局地的豪雨が予想される場合は、関連情報に注意し、気象台の注意報・警報の発表に合わせて防災体制に入り、安全を第一にし、十分に身の安全に注意しながらため池の監視を行います。ため池の水位が危険水位に達することが予想される場合は、速やかに市町村の担当者や関係集落に連絡してください。

- ① 大雨・洪水や局地的な豪雨の時は、身の安全を確保しつつ、ため池で以下の作業を行います。なお、豪雨時に近づくのは危険と判断されるため池については、カメラや水位計等を設置し、遠方で監視することも安全確保の点からも有効です。
  - ・ 水位の上昇量を一定の時間おきに調査（予め15分毎などと決めておく。）。
  - ・ 流入水に注意。浮遊物に樹木が混ざったり、流入水が急激に濁ったりした場合は、流域に山崩れや土石流の発生のおそれがあるので水位上昇に注意。
  - ・ 洪水が溢れて堤体を越流していないかを確認。
  - ・ 流域の状況に注意。特に、山崩れの起こりやすい場所は要注意。
  - ・ その他急変の場合は、早急に市町村の担当者へ連絡。
- ② 水位が危険水位に達することが予想される場合、その他急変の場合は、速やかに市町村の担当者、関係集落、消防団等に急報するとともに、浸水が想定される区域の住民に避難の準備をさせてください。なお、気象情報や流入水の状況などから、危険水位以上に水位上昇し、決壊のおそれがあると判断された場合は、市町村の担当者へその旨を伝達して緊急放流などの応急対応を検討してください（市町村は避難勧告等を検討します。）。
- ③ 豪雨が止み、洪水の流入量が減少、又はため池の水位が低下した後も監視者は待機して観測を継続し、堤体などの安全が確認された後に体制を解除してください。

※危険水位とは、これ以上水位が上がるとため池が決壊するおそれがある水位をいい、設計洪水水位や常時満水位などから事前に設定しておく。

### 4.2.3 地震時（地震発生後）

#### ポイント

- ・ 震度4以上の地震があった場合は、十分に身の安全に注意しながらため池の点検を行い、点検結果を速やかに市町村の担当者や関係集落に連絡する

〔解説〕ため池の所在地で気象台における震度4以上の地震があった場合は、堤高15m以上の防災重点ため池に対して速やかに目視により外観を点検して、その結果を直ちに市町村の担当者へ連絡してください。異常が無い場合も、報告を行ってください。震度5弱以上の場合は、全ての防災重点ため池に対して同様に対応してください。

#### ① 緊急点検（24時間以内、速やかに）

緊急点検を実施し、

- ・ 堤体全体（亀裂、崩壊、段差等）
- ・ 堤体や洪水吐（漏水、亀裂、崩壊、段差等）
- ・ 洪水吐の障害物
- ・ 周辺地山の段差、亀裂
- ・ 流域の地山の崩壊、地すべり等

について、確認を行ってください。

#### ② 被害の発見

ため池の堤体に亀裂、漏水等の被害が確認された場合は、速やかに市町村の担当者、関係集落、消防団等に急報するとともに、浸水が想定される区域の住民に避難の準備をさせてください。なお、気象情報や流入水の状況などから危険水位以上に水位上昇し、決壊のおそれのあると判断された場合は、市町村の担当者へその旨を伝達して緊急放流などの応急対応を検討してください（市町村は避難勧告等を検討します。）。

#### ③ 継続点検（1週間を目安）

比較的強い地震の場合は、発生直後に被害が認められなくても、一定期間を経過した後被害が発生することがあります。このため、1週間を目安に緊急点検と同様の目視による点検を行い、異常があれば、市町村の担当者へ連絡してください。

## 2) 施設管理状況の保存

・災害復旧事業特に施設災害については、通常時適切な維持管理が行われていることが前提になっています。(P2 暫定法第5条) 前述した「管理規定」や「維持管理計画書」「施設台帳」「管理日報」については**常時更新を重ね最新版を保存**しておくことも重要です。査定時には査定官から「管理状況が確認できる資料を見せてください」と聞かれることがあります。

・古い施設で図面等が残っていない施設は**被災前の写真を撮影し保存**願います。頭首工など施設のほとんどあるいは大部分が亡失してしまった際、被災前の状況がわからず、復旧工法を決定できない場合や、査定時に提出を求められる場合もあります。必ず数年毎に記録をお願いします。

## 3) 気象情報及び注意報または警報の監視

気象庁ホームページの閲覧（例）



国土交通省 気象庁 Japan Meteorological Agency

[ENGLISH](#)
[Other Languages](#)
[文字サイズ変更](#)
[標準](#)
[大](#)

[Twitter](#)
[Twitter](#)
[YouTube](#)
[YouTube](#)
[Google 提供](#)
[検索](#)

[ホーム](#)
[防災情報](#)
[各種データ・資料](#)
[地域の情報](#)
[知識・解説](#)
[各種申請・ご案内](#)

気象庁ホーム > 防災情報

## 防災情報

✓ 気象防災

- 気象警報・注意報
- 大雨危険度
- キキクル（危険度分布）  
土砂 / 浸水 / 洪水
- 雨雲の動き（軽量版）
- 今後の雨（軽量版）
- 気象情報
- 台風情報
- 指定河川洪水予報
- 土砂災害警戒情報

✓ 地震・津波

- 津波警報・予報
- 地震情報
- 推計震度分布図
- 長周期地震動に関する観測情報
- 南海トラフ地震関連情報

✓ 火山

- 噴火速報・警報・予報
- 降灰予報
- 火山ガス予報

✓ 海洋

- 海上警報・予報
- 海上分布予報
- 波浪実況・予想図
- 潮位観測情報
- 波浪観測情報



気象庁 | 警報・注意報

OBC | D

スケジュール (グループ表示) - サ | +

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area\_type=class20s&area\_code=0520100&lang=ja

気象庁  
Japan Meteorological Agency

HOME

MAP

警報・注意報

秋田県

秋田市

全国

秋田県

秋田市の警報・注意報

秋田県の警報・注意報 (注意警戒事項)

2022年11月08日10時41分 秋田地方気象台 発表

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 注意警戒事項 | 秋田県では、8日昼過ぎまで急な強い雨や落雷に注意してください。 |
|--------|---------------------------------|

秋田市の警報・注意報 (発表状況)

2022年11月08日10時41分発表

|            |                |
|------------|----------------|
| 秋田市        | 警報・注意報・警報の切り替え |
| 警報・注意報(継続) | 雷注意報           |
| 警報・注意報(解除) | 濃霧注意報          |

大雨特別警報

特別警報(大雨以外)・高潮警報・土砂災害警戒情報

警報(高潮以外)・高潮注意報(\*1)

注意報(高潮以外)・高潮注意報(\*2)

解除

大雨特別警報に切り替える可能性が高い

特別警報(大雨以外)・高潮警報に切り替える可能性が高い

警報(高潮以外)に切り替える可能性が高い

高潮警報に切り替える可能性が高い

上記以外の高潮注意報

秋田市の警報・注意報 (今後の推移)

2022年11月08日10時41分発表

| 秋田市 | 8日    |       |       |       |       | 9日    |       |       |       | 備考・<br>関連する現象 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
|     | 09-12 | 12-15 | 15-18 | 18-21 | 21-24 | 00-03 | 03-06 | 06-09 | 09-12 |               |
| 雷   |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 突風、ひょう        |

大雨特別警報

特別警報(大雨以外)・高潮警報・土砂災害警戒情報

警報(高潮以外)・高潮注意報(\*1)

注意報(高潮以外)・高潮注意報(\*2)

予想期間外

\*1 高潮警報に切り替える可能性が高い

\*2 上記以外の高潮注意報

## 2. 災害発生時から報告までの作業

### 1) 組合員からの通報対応

災害受付表等を準備したうえで

- ・ 通報者の氏名、連絡先
- ・ いつ
- ・ どこで  
(農地の地番、施設名称、大字、小字、目印)
- ・ 何が  
(田・畑・水路・ため池・頭首工・揚排水機場・その他)
- ・ どのような被害  
(崩壊・崩落・土砂流出入・湛水・浸水・その他)
- ・ 災害受付表に記載し漏れがないように
- ・ 復唱することを心がける
- ・ 場所が不明確な場合は、案内を依頼  
(2次被害を避けるため降雨状況や・水位等の状況を把握し十分安全が確保すること)



### ポイント

通報、相談してくる組合員は不安な気持ちを抱え連絡してくることが大半です。「担当者  
が不在で分からない」とならないよう、電話や窓口で受けたものが災害受付表に基づき聞き取  
りを行いますので、日頃から災害受付表の記入方法や災害に関する基礎知識など土地改良区内  
で共有を図る必要があります。また災害業務は迅速性が求められますのでタイミングを逃さな  
いよう対応することも重要となります。

2. 第1報は「被害の有・無」程度の情報量で構わないで、様式にとらわれず、まずは電話・メール等  
による迅速な報告を行ってください。

※災害復旧事業における査定では、被災直後の写真など、被災原因や被災のメカニズムを求められ  
る場合が多々あるため、被災直後の写真撮影などはコンサル任せにせず、記録を残しておくこと  
が重要です。

【災害受付表のサンプル】

(案)

| 災 害 受 付 表 |                                                                                                           |                                   |     | 受付番号            |               |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----|-----------------|---------------|
| 受付日時      | ○月 ○日 (午前・午後) ○時 ○分                                                                                       |                                   | 種 別 | 電話・(来所)・その他 ( ) |               |
| 受付者       | ○○○課 氏名：水土里 太郎                                                                                            |                                   |     |                 |               |
| 連絡者       | 氏名                                                                                                        | 秋田 土地男                            | 住所  | ○○市○○町字○○ ○-○   |               |
|           | 電話番号【固定】                                                                                                  | ○○○-○○-○○○○                       |     | 【携帯】            | 090-○○○-○○○○○ |
|           | FAX                                                                                                       | できれば記入                            |     | メール等：           | できれば記入        |
| 発生日時      | ○月○日の雨で○日○時頃確認                                                                                            |                                   |     |                 |               |
| 被害場所      | ※住所が分かる場合は記入、図面持参の場合は図面をコピー、その他目印等でも可                                                                     |                                   |     |                 |               |
| 被害施設      | 農 地・(施設)                                                                                                  | 用水路・排水路・(頭首工)・ため池・揚排水機・農道・その他 ( ) |     |                 |               |
| 被害状況      | <p>・頭首工の護岸（積みブロック）が約10mほど崩落している、あわせて取水ゲートも倒れている</p> <p>・自分の農地（田）の畦畔が20mほど崩れている、また隣の道路も崩れて軽トラでも通行できない。</p> |                                   |     |                 |               |
| 持参資料      | 図面・写真・その他書類等 ( )                                                                                          |                                   |     |                 |               |
| 資料の取扱い    | 例) 図面・写真をコピーした。図面・写真を借用した。                                                                                |                                   |     |                 |               |
| その他特記事項   | <p>例) 今回被災場所の上流5mも○○年災で被災した。○○さんに聞けば被災前の状況がわかる。等々場所が不明なので、案内を依頼した。○月○日 ○時頃、○○集落の○○付近で待ち合わせ</p>            |                                   |     |                 |               |

## 2) 通報内容の確認

現地にて、被害状況を確認。この際はくれぐれも安全が確保された状況でなお且つ2名以上で実施。

1. 被害状況の確認の際は、降雨状況・水位・二次被害を考慮し、安全確保に留意願いたい。  
(特に、深夜などにおいては安全確認を十分に行い二次被害が生じないように十分留意下さい。)

令和4年度農地・農業用施設災害復旧事業担当者会議資料より

- 被害状況を再度確認し写真撮影。事業主体（市町村）への案内に備えて目印等を設置することも有効です。できれば被害箇所だけでなく、周囲の状況（被災に原因等）も撮影すること
- 現場調査の結果、前述した対象とならない件をあきらかに満たす箇所については、申請者、通報者にその旨を伝え、申請リストから除外します。（10万円以下等）
- 図面を持参し被災場所を確定

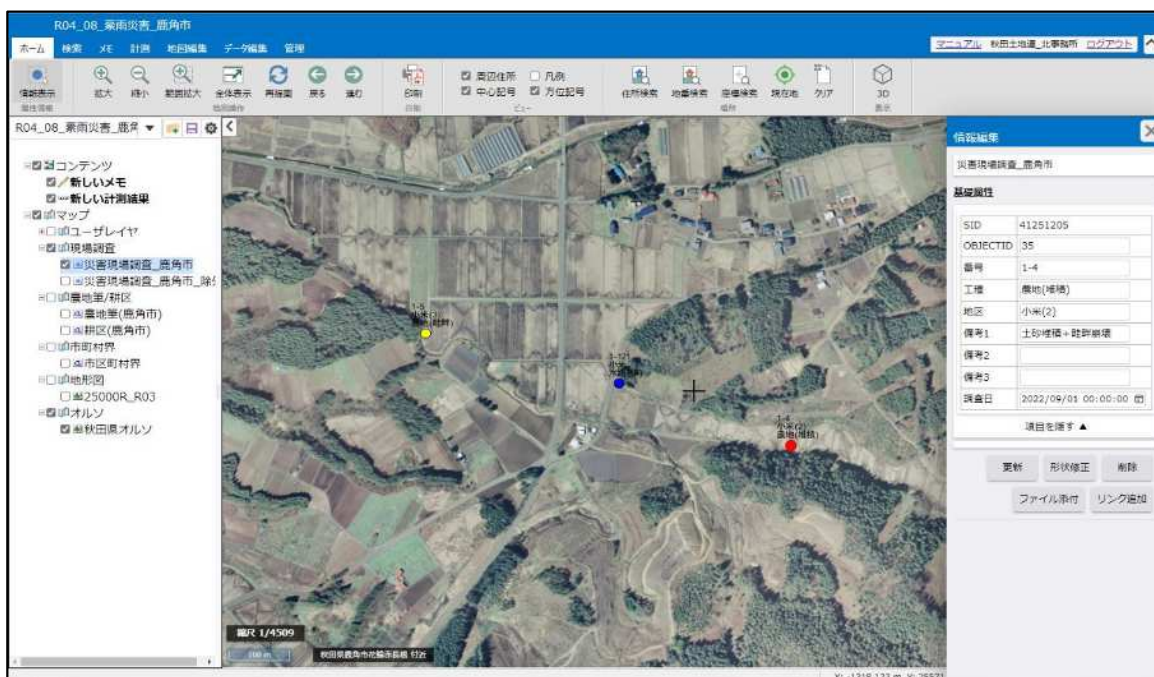
※土地連では、現地調査用のタブレットを貸し出ししております、タブレットにはオルソ画像と筆図が格納されています、またGPSを搭載しておりますので現在地も確認もできます。カメラ機能、メモ機能もありますので、今までの図面・デジカメ・野帳がタブレット1台で対応できます、更には現場で記録した位置情報を「水土里情報システム」へデータ移行も可能です。

・通報内容（災害受付表）と現場調査結果を記録し土地改良区内で情報を共有します、またデータを整理することで事業主体である市町村への報告についても「正確性」「迅速性」が確保できます。

・通報内容や現地調査で得られた位置情報は「**水土里情報システム**」に、被災位置・基礎属性・写真等を入力することにより、県・市町村・本会との情報共有が図られます。

※要望があれば、災害対応の水土里情報システム研修会の開催を検討します。

【問い合わせ】管理情報部 水土里情報センター（018-888-2737）



### 3) 事業主体（市町村）への被害報告、現地案内

- ・補助事業への申請者となる事業主体（市町村）への被害報告として、災害受付表をとりまとめたものと土地改良区が行った現地調査結果（図面、写真）提出します。報告する内容は発生日、工種（用水、排水路、道路等）数量、被害内容、農地の場合地権者、応急工事の必要性、施設であれば受益者数（2戸以上確認）、ため池の場合防災重点ため池の指定の有無等
- ・次に事業主体への現地案内を行います。その際には、土地改良区では施設管理者として「原型がどうなっていたか」などの情報を提供し事業主体が早急な概算額の算定ができるよう協議します。
- ・概算額の算定については、基本的に事業主体が行いますが土地改良区が事業主体になった場合や大規模な災害で市町村だけでは困難な場合、土地改良区でも概算の算定が必要となります。

概算額の算定の基礎としては「総合単価」を使用します。

#### 【総合単価とは】

積み上げによる積算の煩雑さを軽減し、早期に査定を完了するため目的で考え出されたもので例えば、コンクリート側溝の布設に関する単価はコンクリート側溝の資材単価＋布設手間の単価＋掘削や埋め戻しなどの土工と個々を積み上げて初めてコンクリート側溝の1mあたりの単価となりますが、あらかじめ資材費＋布設費＋一般的な土工費を合算している国で認められた単価です。

### 4) 応急仮工事及び応急単独工事の注意点

- ・二次災害の防止や用水取水の確保など、緊急的に実施する必要があるものについては、事業主体の判断で応急仮工事が実施できます。その際には組合員からの要請を受け土地改良区が事業主体に申請し行う場合もあります。
- ・応急的に行う工事のため、**事後審査となるので証拠書類はしっかりと保存**
  - 被災施設等の状況写真
  - 工事実施中の写真
  - 出来高管理図書
  - 出役人夫、購入資材、工事費支払額等が確認できる証拠書類
  - 請負契約関係書類
- ・また、改良区単独工事や小災害での応急的な工事をする場合においても「現況と復旧方法」「工事費」「発注に関すること」等、事後にトラブルにならないようしっかり役員、組合員等と合意形成を図り進める必要があります。

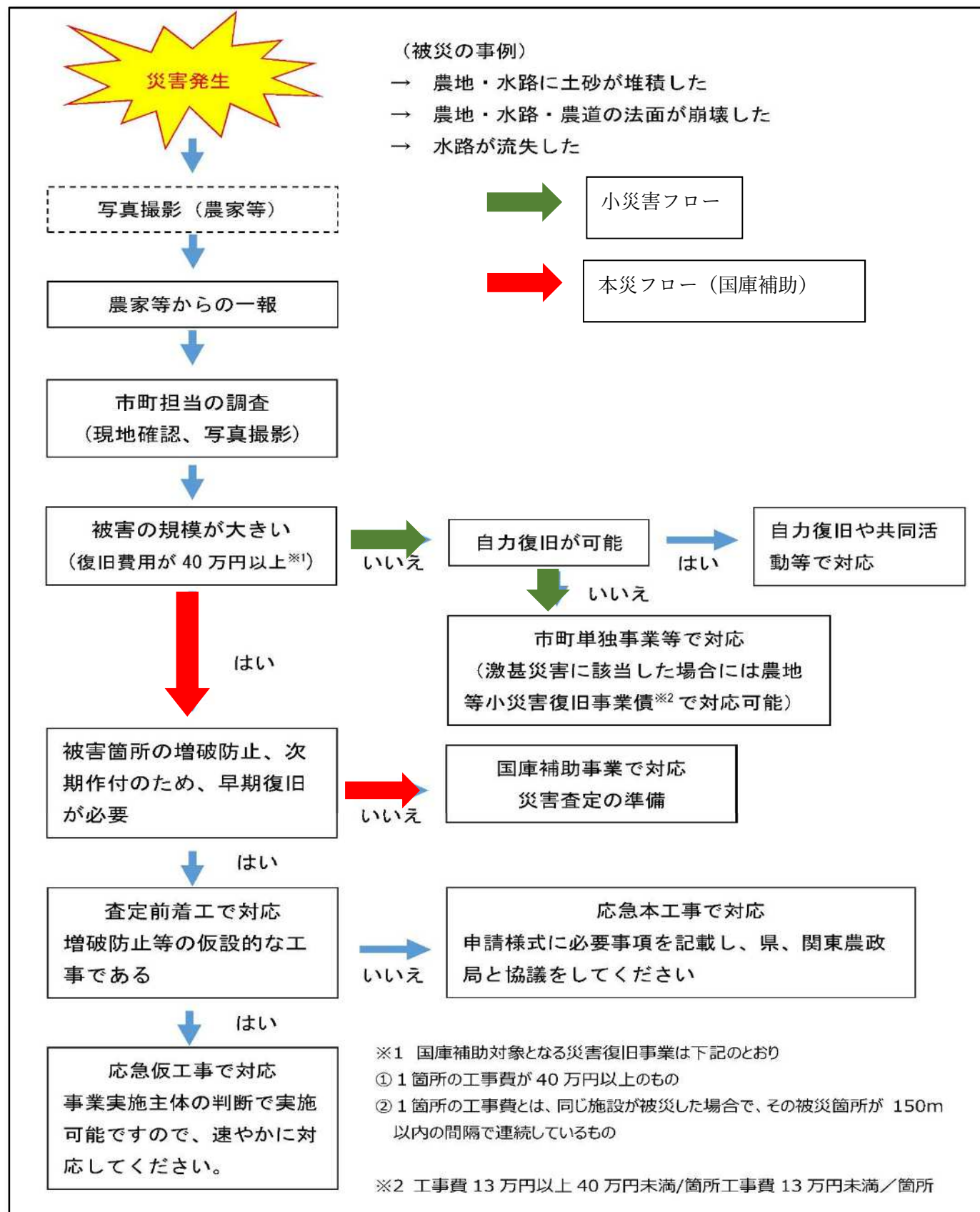
### 3. 組合員との合意形成

事業を実施するにあたっては、組合員の意向の確認が必ず必要です。組合員の申請によるものであっても時間の経過や事業負担額、その他要因により事業への意思が変更する場合があるので十分説明し合意形成を図る必要があります。

#### 組合員への説明内容

- **査定申請（本災）** するものと**小災害復旧事業**とするもの
- **概算事業費**（被害額）
- **負担**についての了解、**補助残**に対する自己負担をすることの了解、農地復旧の場合の**農地復旧限度額を超える場合の自己負担**することの了解  
【例】 10a 5,899千円  
20a 9,465千円  
30a 12,480千円  
大規模な土砂流入や流木堆積の場合は注意
- 復旧スケジュール
- 現況から判断して、**営農がされていない農地や休耕田となっていて農地**の場合には、本人の**営農意欲の確認**を含めて証明（転作・休耕）できる資料の用意

## 1) 本災と小災害の仕分けフロー



災害復旧事業（本災害）は事業費の40万円以上が該当します、それ以下については秋田県や各市町村の事業を利用することになります。

## 2) 小災害に関する補助事業

### ・農地・農業用施設小災害支援事業（秋田県）

#### 農地・農業用施設小災害支援事業 実施要領

改正 平成30年4月2日 整一 482

制定 平成29年10月17日 整一 1317

#### 第1 趣旨

近年、ゲリラ豪雨等により、農地や農業用施設の災害が多発し、その復旧に係る費用が農家の経営を圧迫している。

このため、国の支援のない小規模な農地・農業用施設の災害復旧工事等について、市町村と協調して支援を行い、農家負担の軽減による農業経営の再建と県土保全を図るものとする。

#### 第2 事業内容

本事業の対象は、次に掲げる農地・農業用施設の復旧工事及び応急工事とし、国の災害復旧事業の対象となるものは除く。

- (1) 被災した「農地・農業用施設」を復旧するもので、土砂等の排除、流失した耕土等の復元、崩落した畦畔・溝畔等の復元に係る工事費。
- (2) 被災した農地への用水確保のための仮畦畔や仮設ポンプ設置など、営農の継続に必要で応急的に実施する仮設工事費。

#### 第3 事業実施主体

事業実施主体は、市町村又は土地改良区とする。

#### 第4 事業の実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

##### (1) 事業発動要件

ア 1つの災害で、県内における被害総額が3億円以上の災害（A基準）。

イ 1つの災害で、県内における被害総額が1億円以上、かつ被害総額が5千万円以上の市町村が1以上ある災害（B基準）。

##### (2) 対象とする災害

国の災害復旧事業要件を満足する気象条件により生じた災害であること。

##### (3) 対象とする農地、農業用施設

ア 農地は、現に耕作している土地であること。

イ 農業用施設は、受益戸数が2戸以上あること。

##### (4) 対象事業費

ア 1地区（1箇所）の事業費は10万円以上40万円未満であること。

イ なお、特別な事情により国の災害復旧事業の対象外となるものは、40万円以上であっても本事業の対象とできるものとする。

## 第5 事業の実施

### 1 計画概要書の提出

(1) 市町村長は、本事業を実施しようとするとき、又は土地改良区が事業の実施を希望するときは、別に定める期日までに、計画概要書（様式第1号）を地域振興局長に提出するものとする。

(2) 地域振興局長は、計画概要書の写しを農林水産部長に報告するものとする。

### 2 事業の申請

事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、事業採択申請書（様式第2号）を地域振興局長に提出するものとする。

### 3 事業の採択

地域振興局長は、第5の2による申請があった場合、速やかに農林水産部長と協議（様式第3号）を行い、事業計画について承認（様式第4号）されたときは、申請者に事業採択通知（様式第5号）を交付するものとする。

### 4 事業計画の変更

(1) 第5の3により採択された事業について事業計画の変更が生じた場合、申請者は、計画変更の承認申請（様式第6号）を地域振興局長へ提出するものとする。

(2) 地域振興局長は、変更計画書の内容を審査し適当と認めた場合は、申請者へ承認通知（様式第7号）をするとともに、その結果（様式第8号）を農林水産部長に報告するものとする。

### 5 事業実績報告

市町村長は、本事業が完了したとき、又は土地改良区から事業が完了した旨の報告があったときは、速やかに実績報告書（様式第9号）を地域振興局長へ報告するものとする。

## 第6 助成

1 県は、予算の範囲内において、農地・農業用施設の復旧工事・応急工事に要した額の一部分について助成するものとする。

2 助成率は、事業費の1／3以内とする。ただし、市町村の助成率以内とする。

## 第7 補助金の交付事務

補助金交付の手続きについては「秋田県農地・農業用施設災害復旧事業等補助金交付要綱」によるものとする。

## 第8 その他

1 市町村又は土地改良区は、県をはじめとする関係機関・団体と密接な連携のもと、事業の迅速かつ適切な推進が図られるよう努めること。

2 復旧工事等を直営工事で実施する場合は、労働保険加入等の必要な安全対策を講ずること。

3 本要領に定める事項のほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定めるところによる。

## 附 則

1 この要領は平成29年10月17日より施行する。

## 附 則

1 この要領は平成30年4月2日より施行する。

その他各市では以下の補助事業があります。

・鹿角市農地等小規模災害復旧支援事業

限度額：10万円～40万円、補助割合：2分の1以内、添付書類：見積書、写真、位置図

・大館市農地・農業用施設小災害支援事業

限度額：10万円～40万円、補助割合：農地3分の1以内、農業用施設2分の1

・北秋田市小災害復旧事業

限度額：10万円～40万円、補助割合：農地2分の1以内、農業用施設2分の1

秋田県農地・農業用施設小災害支援事業と各市の補助事業はあわせて実施できますので

例) 鹿角市 事業費39万円の場合 県補助1/3 + 市補助1/2 = 補助5/6

自己負担額：390,000円×1/6 = 65,000円

例) 大館市 農地 事業費39万円の場合 県補助1/3 + 市補助1/3 = 補助2/3

自己負担額：390,000円×1/3 = 130,000円

2) 本災補助残の補助率について

災害復旧事業に関する補助率は基礎知識でも述べておりますが、農地50%、施設60%となっており、激甚災害の指定を受けた場合更に補助率が増高し90%以上となります。

また、市毎に補助残に対する補助があり地元（組合員）負担率が変わります。

| 市 町 村 名 | 種 別 | 地 元 負 担 率  | 備 考    |
|---------|-----|------------|--------|
| 鹿 角 市   | 農 地 | 5%（対全体事業費） |        |
|         | 施 設 | 0%         |        |
| 大 館 市   | 農 地 | 4%（対全体事業費） |        |
|         | 施 設 | 2%（対全体事業費） |        |
| 北 秋 田 市 | 農 地 | 5%（対全体事業費） | 率変更検討中 |
|         | 施 設 | 2%（対全体事業費） |        |

【例】

大館市 農地 概算工事費 5,000千円、測量試験費 700千円 計 5,700千円

地元負担  $5,700 \text{ 千円} \times 0.04 = 228 \text{ 千円}$

国庫補助  $5,000 \text{ 千円} \times 0.5 = 2,500 \text{ 千円}$

市負担  $5,700 \text{ 千円} - 228 \text{ 千円} - 2,500 \text{ 千円} = 2,972 \text{ 千円}$

## 【重要】

災害復旧事業（本災）の補助率、小災害事業の補助率、補助残の地元負担率をしっかりと把握したうえで組合員の負担額の概算をしっかりと伝え事業申請の意思を早急にとりまとめることが災害復旧事業をスムーズに進める一番重要な項目です。

申請の意思が組合員まかせでなかなか申請箇所が固まらない事例や、申請する前提で測量・設計・積算を行いその額を提示したところ負担額が大きく、取り下げし、測量試験費が無駄になることもあります。事業主体は市が行う場合が多いですが、農家いわゆる組合員と密接な関係の土地改良区がしっかりと説明し農家（組合員）と合意形成を図ることが重要です。

## 4. 各団体との調整

### 1) 草刈りの依頼

最終の災害報告を行うと査定設計書を作成するための、測量調査が始まります。測量調査では最初に測点の設置を行います、いわゆる被災箇所の始点と終点を確定する作業です。この作業で重要なことは事前の現場での「草刈り」です、畦畔や水路溝畔、農道の法面などが崩壊した被災状況の場合、崩壊部分のクラックの端部が始点、終点となります、目に見える大きく崩れた部分以外にクラックが入っている箇所は、すく決壊、崩落する可能性があるためクラック部分まで修復する必要があります。そのため草の繁茂によりクラックが見つけ出せない場合、満足な申請延長が得られない場合があります。

また、大規模災害については査定を70%以上机上査定で行うため、写真による被災状況の確認となります、よって草刈りをしっかり行い、クラック部分にマーキングを施した写真を添付する必要があります。

### 2) 現場調査での農地内への立ち入り

農地への土砂の堆積、流亡、畦畔の決壊、崩落などの調査、測量に関しては農地内への立ち入りや、測点杭、目印杭などの設置を行います。また家屋周りの水路などについても私有地へ立ち入るため連絡調整が必要となります。

測量設計コンサルタント、事業主体である市とスケジュールを確認し、組合員への草刈りの依頼、私有地立ち入りへの許可等、各団体との調整を市や土地改良区が行うことでより効率的に調査が進められます。

## 5. 査定立ち会い

災害査定ではその場で、事業量が確定し採択されます。よって災害査定時には事業量を全力で勝ち取る??必要があります。特に原型がないほど被災した施設など「管理していたもの」でなければ説明できないことが多々あります。また復旧後も施設の管理者として施設を維持していく必要があるため、査定での「譲れない部分」は是非土地改良区、管理者として査定官、立会官に訴えることも必要です、また管理の状況など確認されることもあるの資料を準備し立ち会うことが必要です。

